

高校生等奨学給付金の申請手続きについて

通常分

【提出書類】

○は必ず提出、△は該当する場合のみ提出してください

書類区分	申請区分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	非課税世帯				備考	
			全日制 定時制 通信制	全日制・定時制		通信制		専攻科
				第1子	第2子			
		①	②	③・④	⑤			
1	高校生等奨学給付金 受給申請書	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	・表裏両面あります ・消せない筆記具で記入してください	
2	生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書	○ (様式2)	—	—	—	—	・福祉事務所に発行を依頼してください ※7月1日以降に発行されたもの(7月1日現在の受給が確認できるもの) ※福祉事務所の所定の証明書で代用可	
3	個人番号カードの写し等又は 令和5年度 課税・非課税証明書	—	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○	【個人番号カードの写し等の場合】(専攻科以外) ・様式4に個人番号カードの写し等を貼り付けて提出 ※1 マイナンバーによる税情報確認を希望される方で、 以前に、高校生等奨学給付金の申請のために 個人番号カードの写し等を提出したことがない場合 【課税証明書等の場合】 ・6月中旬頃以降市区町村で発行されます ・令和5年度「特別徴収税額決定・変更通知書」又は「納税通知書」で代用可 ・「高等学校等就学支援金」の申請で使用した証明書のコピー可 ・保護者等全員分(控除対象配偶者も含む)が必要です	
4	個人番号カード(写)等貼付台紙	—	△ (様式4)	△ (様式4)	△ (様式4)	—	個人番号カードの写し等を初めて提出する場合	
5	生徒本人の健康保険証の写し	—	○ (様式13)	○ (様式13)	○ (様式13)	○ (様式13)	・健康保険証の被保険者番号・記号部分をマスキングしてください	
6	兄弟姉妹の健康保険証の写し	—	—	○ (様式13)	—	—	・健康保険証の被保険者番号・記号部分をマスキングしてください	
7	兄弟姉妹の受給申請書の写し	—	—	△	—	—	・兄弟姉妹も給付金を申請しており、生徒本人を第2子として申請する場合	
8	委任状	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	・学校に給付金を代理受領してもらうことで、保護者等が負担する学校徴収金との相殺を希望する場合	

※2 上記の書類以外にも、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

【提出期限】 令和5年 7月 12日(水) 期限を厳守してください。

【提出・連絡先】 兵庫県立西宮香風高等学校 事務室 TEL0798-39-1017

高校生等奨学給付金の申請手続きについて

家計急変分

【提出書類】 ○は必ず提出、△は該当する場合のみ提出してください

申請区分 書類区分		非課税世帯				備考
		全日制・定時制		通信制	専攻科	
		第1子	第2子			
		②	③・④	⑤		
1	高校生等奨学給付金 受給申請書	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	表裏両面あります 消せない筆記具で記入してください
2	個人番号カードの写し等又は 令和5年度 課税・非課税証明書	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○	【個人番号カードの写し等の場合】（専攻科以外） ・様式4に個人番号カードの写し等を貼り付けて提出 ※1 マイナンバーによる税情報確認を希望される方で、 以前に、高校生等奨学給付金の申請のために 個人番号カードの写し等を提出したことがない場合 【課税証明書等の場合】 ・6月中旬頃以降市区町村で発行されます ・令和5年度「特別徴収税額決定・変更通知書」又は「納税通知書」で代用可 ・「高等学校等就学支援金」の申請で使用した証明書のコピー可 ・保護者等全員分（控除対象配偶者も含む）が必要です
3	個人番号カード（写）等貼付台紙	△ (様式4)	△ (様式4)	△ (様式4)	—	個人番号カードの写し等を初めて提出する場合
4	家計急変についての申立書	○ (様式12)	○ (様式12)	○ (様式12)	○ (様式12)	離職票や解雇通知書、廃業等届出などを添付してください。
5	家計急変事由や収入状況の確認書類	○	○	○	○	保護者等全員分の収入状況確認書類が必要です
6	世帯全員の健康保険証の写し	○ (様式13)	○ (様式13)	○ (様式13)	○ (様式13)	健康保険証の被保険者番号・記号部分をマスキングしてください
7	兄弟姉妹の受給申請書の写し	—	△	—	—	兄弟姉妹も給付金を申請しており、生徒本人を第2子として申請する場合
8	委任状	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	学校に給付金を代理受領してもらうことで、保護者等が負担する学校徴収金との相殺を希望する場合

※2 上記の書類以外にも、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

【提出期限】 令和5年 7月 12日（水）

※家計急変が7/2以降の場合は、事実発生後すみやかに提出してください。

【提出・連絡先】 兵庫県立西宮香風高等学校 事務室 TEL0798-39-1017